

PTA団体傷害保険 Q&A集-1

他の保険との関係

- Q 1 この団体傷害補償制度と、安振会の見舞金や他の個人的に加入している保険等との関連はどうなりますか。
- A 安振会の見舞金や他の保険等と重複しても支払われます。ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付制度の給付対象となるケガは対象となりません。
- Q 2 賠償責任補償制度とどう違うのですか
- A 賠償責任保険は、加害事故などにより被保険者が法律上の損害賠償責任を負った時に補償されるものです。一方、傷害保険は偶然な事故により被保険者がケガをした時の補償であり、それぞれの要件を満たせば両方から支払われます。
- Q 3 共催行事の時、補償額は減りますか
- A 単独事業と同様に補償されます。
- Q 4 この保険に加入しているPTA同士の共催行事の場合、保険金の支払はどうなりますか。
- A 両方対象となる場合は、それぞれ個別に判断し、それぞれからお支払いとなります。
- Q 5 子どもの通っている中学校と小学校、いずれも保険に入っている場合はどちらの補償が適用になりますか。
- A 参加したPTA行事(活動)を主催・共催しているPTAの保険が適用になります。
- Q 6 中学校は保険に入っているが小学校は入っていない場合で、中学生が小学校のPTA行事に参加して事故にあったときは補償されますか。
- A PTA会員のご家庭であれば同居の親族まで対象となりますので、補償されます。

PTA事業の範囲

- Q 7 学友地連の行事や地域の行事などをPTAが共同開催した場合は対象になりますか。
- A PTAが主催・共催であれば対象となります。ただしPTA会員、児童生徒が個人で参加した場合は対象外です。
- Q 8 日常のPTA活動としてのパトロールや動員、講演会、会議、総会など、どの範囲までが対象ですか。
- A PTAの総会・運営委員会・実行委員会等機関会議で決定されたPTA活動であれば対象です。自宅からPTA活動を行い自宅に帰るまでの範囲が対象で、交通事故も含まれます。
- Q 9 学習応援隊の活動や学校の校外活動(遠足・社会見学等)のPTAボランティアは補償対象になりますか。
- A 総会等で、学習応援隊や校外活動のボランティアへの協力がPTA活動として決められていて、PTA会長から募集がなされ、それに従って活動した時の事故は該当します。学校が募集し保護者が参加して事故に遭った場合は対象外です。

被保険者の範囲

- Q 10 近所に住んでいる祖父母や遊びに来ているところは対象になりますか。
- A パンフレット表紙記載の被保険者(補償の対象となる方)に該当すれば対象になります。
- Q 11 PTAが主催・共催するお祭りなどに地域の方が参加した場合対象になりますか。
- A PTAとして招いて参加していただいた方は、他団体を包括的に招く場合も含め、事前に名簿で参加が認められている場合は対象になります。
- Q 12 PTAが主催・共催するお祭りなどに地域の方に参加していただく場合、具体的にどのようにすれば「PTAが事前に認めた」ことになりますか。
- A 事前に参加者名簿を作成していただき、事故発生時にはそちらを確認資料としてご提出いただく場合があります。

PTA団体傷害保険 Q&A集-2

内容について

Q 13 「行事で食中毒が発生した」という特定はどのようにするのですか。

A 菌が出れば明らかですが、菌が出なくても複数名症状が出ている等、種々の状況をふまえ判断します。

Q 14 食中毒と判断された場合、補償はいつ開始され期間はいつまでですか。

A 異物を食した日からその日を含めて180日以内の入院、事故の日からその日を含めて180日以内の通院(90日まで)が限度です。

Q 15 食物アレルギーがあります。行事で提供した食物の表示に不備があり、アレルギーが出た場合でも対象外ですか。

A 対象外です。

Q 16 補償金額はけがの程度や症状の違いがあっても同額ですか。

A 入院保険金、通院保険金の日額は同額です。補償額は入院や通院の日数に応じて支払われます。

手続き等

Q 17 加入依頼書提出期限(4月1日補償開始)を過ぎても加入できますか。

A 加入できます。加入依頼書の提出は毎月20日前後締め切りで翌月1日補償開始です。ただし、補償終了日は補償開始日にかかわらず、翌年度の4月1日午後4時までで、中途加入の場合も掛金は減額されません。

Q 18 中途解約の場合、保険料は返還されますか？

A 返還されません。賠償責任保険と異なり、未経過期間分の保険料返還はありません。

Q 19 加入依頼書の事務担当者は会長兼務でよいでしょうか。

A 会長兼務でも可能です。事務担当者は事務処理をしていただく方となります。

Q 20 転入生があった場合、掛金を追加で支払う必要はありますか。

A ありません。掛金は5月1日付学校基本調査に基づく会員世帯数に応じて決まり変動しません。単位PTAに転入した時点で補償対象になります。ただし転出の場合も掛金の返還はありません。

Q 21 事故報告はいつ行えばよいですか。

A すみやかに(概ね事故後30日以内に)してください。

Q 22 PTA会長の事故証明はいつ提出すればよいですか。

A 事故報告後、保険会社から保険金請求書と一緒に用紙が送られますので、保険金請求書と一緒にご提出下さい。

Q 23 保険金を請求するときに診断書は必要でしょうか。

A 請求額が10万円未満の場合は原則として病院の領収書で請求できますが、別途必要な場合があります。保険会社の指示に従ってください。

Q 24 症状の確定から保険金の支払いまでどのくらいの期間ですか。

A 通常、治療が終了してから請求します。必要書類が保険会社に到着してから概ね1週間で指定口座に着金します。